岐共第１１１号
令和８年９月１１日

共同募金会各支会・分会・共同募金委員会
　事務局長　様

岐阜県共同募金会事務局長

「石川県令和８年８月大雨災害義援金」の募集へのご協力について

令和８年８月27日の大雨に伴う災害により、石川県において、1市3町（羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町）に災害救助法が適用されました。
石川県共同募金会では、下記のとおり被災者への義援金募集を行いますので、お知らせします。
つきましては、貴会管内関係者等への周知及び義援金の取扱いについて、ご協力くださいますようお願いします。

記

１．名　　称　　「石川県令和８年８月大雨災害義援金」

２．義援金受付期間　　令和8年8月31日（月）～令和9年1月29日（金）

３．義援金の受付口座

金融機関名	口座番号	口座名義
北國銀行 県庁支店	（普）36597	社会福祉法人石川県共同募金会 石川県令和８年８月大雨災害義援金
ゆうちょ銀行	00180-8-732072	石川県共募 令和８年８月大雨災害義援金

※1 北國銀行各店からの窓口、ＡＴＭ、インターネットバンキングでの振込･振替は、手数料が免除されます。
※2 全国地方銀行協会加盟金融機関の窓口での振込･振替は、手数料が免除されます。（ＡＴＭ、インターネットバンキングでの振込・振替は手数料がかかりますのでご注意ください。）
※3 ゆうちょ銀行本・支店及び郵便局の窓口からの通常払込手数料は免除されます。
※4 上記以外の金融機関からの振込・振替は手数料がかかりますのでご注意ください。

４．支会・分会・共同募金委員会にご協力いただきたいこと

（1）貴会管内関係者等への広報・周知

（2）貴会受入口座への入金や貴会に直接義援金が寄せられた場合等の対応

①お預かりした義援金は適宜本会へ送金していただきたいこと。

送金は、義援金受付期間内に行っていただきたいこと。

【送金先口座】

金融機関・支店	十六銀行　県庁支店
種目・口座番号	普通　0297326
口座名義	社会福祉法人岐阜県共同募金会　災害 ﾌｸ)ｷﾞﾌｹﾝｷｮｳﾄﾞｳﾎﾞｷﾝｶｲ　ｻｲｶﾞｲ

②お預かりした義援金について、寄付者に対し原則として貴会名義の領収書を発行していただきたいこと。

③義援金受付名簿（別紙１）は、必要事項を記入のうえ、義援金を本会へ送金される都度、メールにて提出していただきたいこと。

５．義援金の税制上の取扱い

本義援金は、税制上の優遇措置が認められる寄付金に該当します。この優遇措置を受けるためには、次のいずれかの書類が必要となります。

① 石川県共同募金会が発行する領収書

領収書を希望する場合は、上記の義援金受付名簿（別紙１）の「税控除用領収書希望」欄に〇印を記入してください。

② 金融機関の振込金受領証及び別紙「石川県令和８年８月大雨災害義援金」募集要綱

６．義援金の配分

寄せられた義援金は、関係団体等で構成される石川県災害義援金配分委員会を通じて、被災者へ配分されます。

社会福祉法人岐阜県共同募金会
担当：小水流
TEL：058-201-1591
FAX：058-273-9305
ﾒｰﾙ：kozuru@gifu-akaihane.or.jp